

かすみがうら市 子ども・子育て支援事業計画

【中間見直し】

平成30年3月改訂
かすみがうら市

～ 目 次 ～

第1章 計画の見直しについて	1
1. 子ども・子育て支援事業計画について	1
2. 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて	1
3. 見直し要否の基準	1
第2章 量の見込み及び確保の方策	2
1. 教育・保育提供区域における量の見込み及び確保の方策	2
(1) 教育・保育提供区域の設定	2
(2) 教育・保育提供区域における量の見込み及び確保の方策	2
① 0歳児保育（3号認定子ども）	3
② 1・2歳児保育（3号認定子ども）	4
③ 3～5歳児保育（2号認定子ども）	5
④ 3～5歳児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）	6
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	9
(1) 地域子ども・子育て支援事業	9
(2) 教育・保育提供区域における量の見込み及び確保の方策	10
① 地域子育て支援拠点事業	10
② 時間外保育（延長保育）	11
③ 一時預かり事業	12
④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	14
⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	15
⑥ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	17

第1章 計画の見直しについて

1. 子ども・子育て支援事業計画について

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市では、新制度に基づき、総合的に質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27年3月に「かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

計画の策定にあたり国から「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示されており、その中で「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、「中略」・・・認定区分にかかる量の見込みと大きくかい離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行う」とこととされています。

本市の計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としていますが、計画の進捗状況を把握し、必要に応じ見直しを図ることとしています。また、平成29年度は計画期間の中間年にあたることから、国の基準を踏まえ、策定時から現在に至るまでの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績などから児童数や教育・保育の利用者数等を鑑み、現状に即した適切な子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間見直しをすることとしました。

なお、見直しの対象年度は、平成30年度、平成31年度とします。

3. 見直しの要否の基準

国の通知から「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）（平成29年1月27日事務連絡）」において、見直しの必要性の具体的な基準が次のように示されました。

- (1) 平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みより10%以上のかい離がある場合
- (2) 10%以上のかい離がないが、平成29年度末以降引き続き受け皿の整備を行わなければ待機児童の発生が見込まれる場合
- (3) 10%以上のかい離がないが、既に計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

本市では、基準、実績値や地域の実情等を踏まえ、平成29年度の見込みを加味し見直しを行います。

第2章 量の見込み及び確保の方策

1 教育・保育提供区域における量の見込み及び確保の方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

当初計画：23頁

子ども・子育て支援法の規定に基づく本市の教育・保育提供区域は、市全体を「1区域」として設定しています。

(2) 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

当初計画：24頁

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法では、特定教育・保育施設利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

■認定区分

区分	年齢	対象事業	対象家庭類型
1号認定	3～5歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭、共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5歳	保育所・認定こども園	共働き家庭
3号認定	0歳、1・2歳	保育所・認定こども園、地域型保育	共働き家庭

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園
特定地域型保育事業	・小規模保育（定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（定員5人以下 保育者の居宅等において保育を行う） ・居宅訪問型保育（子どもの居宅等において保育を行う） ・事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
確認を受けない幼稚園（新制度に移行しない幼稚園）	私学助成の幼稚園（子ども・子育て支援新制度以前の制度の継続を希望する園）

当初計画では保育所・認定こども園・小規模保育事業などの量の見込み（利用見込数）に対し、保育所などの確保方策（定員を確保していくための計画）を定めました。

今回の見直しでは、今後の計画期間の「量の見込み」と「確保方策」について、平成27年度以降の実績を踏まえ、見直しを行います。

■見直し後

【量の見込み及び確保の方策】

〇〇歳児保育の量の見込みについては、育児休業明けによる職場復帰等の事由により、年度途中から年度末に向けて入所が増加することから、本市においては、年度途中で入所待ちが発生しないよう、年度末の量を見込みます。

〇量の見込みは、平成27年度の数値も鑑みて、当初計画値と同数を見込むこととします。

〇確保方策として、平成27年9月に小規模保育が認可されました。また、公立保育所が平成29年度末に閉所になりますが、民間保育所整備等により利用定員を確保します。

(単位：人)

内容	年度	実績及び実績見込数			見直し後の計画値	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		83 (43)	77 (44)	85 (47)	83	79
確保の方策	保育所（園）・認定こども園	97	98	89	92	92
	家庭的保育事業等	0	2	2	2	2
	計	97	100	91	94	94
確保の方策—量の見込み		14	23	6	11	15

※量の見込み：各年度末、平成27年度・28年度は実績数、29年度は実績見込数（下段()書きは各年4月1日の実績数）

※確保の方策：各年度4月1日の利用定員数

■参考：当初計画

【量の見込み及び確保の方策】

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、保育所（園）及び認定こども園において、必要な0歳児保育利用定員の確保及び家庭的保育事業等の推進を図っていきます。

(単位：人)

内容	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		量の見込み	90	88	85	83
確保の方策	保育所（園）・認定こども園	97	97	97	97	97
	家庭的保育事業等	0	0	3	3	3
	計	97	97	100	100	100
確保の方策—量の見込み		7	9	15	17	21

■見直し後

【量の見込み及び確保の方策】

○量の見込みは、当初計画値と実績数の差が少ないことから、当初計画値と同数を見込みます。

○確保方策として、平成27年9月に小規模保育が認可されました。また、公立保育所が平成29年度末に閉所となりますが民間保育所整備等により利用定員を確保します。

(単位：人)

内容		年度	実績及び実績見込数			見直し後の計画値	
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み			304	315	293	310	301
確保の方策	保育所（園）・認定こども園		359	337	344	346	346
	家庭的保育事業等		0	4	4	4	4
	計		359	341	348	350	350
確保の方策—量の見込み			55	26	55	40	49

※量の見込み：各年度4月1日、平成27年度・28年度は実績数、29年度は実績見込数

※確保の方策：各年度4月1日の利用定員数

■参考：当初計画

【量の見込み及び確保の方策】

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所（園）及び認定こども園において、必要な1～2歳児保育利用定員の確保及び家庭的保育事業等の推進を図っていきます。

(単位：人)

内容		年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み			340	330	318	310	301
確保の方策	保育所（園）・認定こども園		359	359	359	359	359
	家庭的保育事業等		0	0	9	9	9
	計		359	359	368	368	368
確保の方策—量の見込み			19	29	50	58	67

■見直し後

【量の見込み及び確保の方策】

○当初計画では、保育所（園）の量の見込み及び確保方策とし、認定こども園分は次頁の「④ 3～5歳児教育（1号認定）」において計上しましたが、2号認定全体数がわかるよう市内認定こども園（2号認定分：網掛け部分）を④から移記しました。

○2号認定における量の見込みは、特に保育所（園）が見直し前の計画値を上回り、平成30年度以降も計画値を上回ることが予想されるため、見直しを行います。

○確保方策としては、公立保育所が平成29年度末に閉所となりますが、民間保育所の整備等により利用定員を確保します。

(単位：人)

内容	年度	実績及び実績見込数			見直し後の計画値	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見込み	保育所（園）	585	596	567	551	536
	認定こども園	45	53	65	64	63
	計	630	649	632	615	599
確保の 方策	保育所（園）	664	655	597	578	578
	認定こども園	50	50	58	78	78
	計	714	705	655	656	656
確保の方策－量の見込み		84	56	23	26	28

※量の見込み：各年度4月1日、平成27年度・28年度は実績数、29年度は実績見込数

※確保の方策：各年度4月1日の利用定員数

■参考：当初計画

【量の見込み及び確保の方策】

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所（園）及び認定保育所（園）において、必要な3～5歳児保育利用定員の確保を図ります。

(単位：人)

内容	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		量の 見込み	保育所（園）	545	540	507
	認定こども園	83	82	77	75	71
	計	628	622	584	567	535
確保の 方策	保育所（園）	664	664	664	664	664
	認定こども園	50	50	50	50	50
	計	714	714	714	714	714
確保の方策－量の見込み		86	92	130	147	179

※当初計画の認定こども園（2号認定：網掛け部分）を移記し、確保の方策－量の見込みの数値を修正しました。

④ 3～5歳児教育（1号認定子ども）

当初計画：27頁

■見直し後

【量の見込み及び確保の方策】

○計画策定前、市内2施設が幼稚園であったため、1号及び2号の区別が困難でしたが、それら2ヶ所の幼稚園が新制度開始の平成27年度に認定こども園に移行したことにより、1号と2号の区分ができるようになったことから、市内認定こども園（2号認定分：網掛け部分）を前頁の「③3～5歳児保育（2号認定子ども）」に移記しました。

併せて、④の標題を「3～5歳児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）」から「3～5歳児教育（1号認定子ども）」に変更します。（幼稚園等（市外）2号認定部分は記載）

○量の見込みは、当初計画値と実績数の差が少ないものの、減少傾向にあり、今後も減少が見込まれるため見直しを行います。

○確保方策は、当初計画において、市内認定こども園と市外幼稚園等を計上しました。1号認定の場合、市内にある施設：2ヶ所の認定こども園の確保数では、1号認定の量の見込みに対し不足が生じますが、保護者の市外施設利用へのニーズも考慮し、市外の認定こども園や幼稚園を利用することで、量を確保できるものと考えます。認定こども園を希望する2号認定についても、市外認定こども園や保育所（園）利用により確保を図ります。また、民間認定こども園の整備等により利用しやすい体制づくりに努めます。

（単位：人）

内容	年度 区分	実績及び実績見込数					
		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
量の見込み		313		295		272	
確保の方策	認定こども園（市内）	195		195		195	
	幼稚園等（市外）	170	(17)	160	(17)	137	(15)
	計	365		355		332	
確保の方策—量の見込み		52		60		60	

内容	年度 区分	見直し後の計画値			
		平成30年度		平成31年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
量の見込み		251		231	
確保の方策	認定こども園（市内）	200		200	
	幼稚園等（市外）	117	(13)	100	(11)
	計	317		300	
確保の方策—量の見込み		66		69	

※認定こども園（2号認定：網掛け部分）については、前頁「③3～5歳児保育（2号認定子ども）」に移記しました。

※量の見込み：各年度4月1日、平成27年度・28年度は実績数、29年度は実績見込数

※確保の方策：認定こども園（市内）は、各年度4月1日の利用定員数
幼稚園等（市外）は、市外幼稚園等利用者数

■参考：当初計画

【量の見込み及び確保の方策】

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園において、必要な3～5歳児教育・保育利用定員の確保を図ります。

(単位：人)

内容		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
量の見込み		299	83	296	82	278	77
確保の方策	認定こども園（市内）	195	50	195	50	195	50
	幼稚園等（市外）	107	48	107	48	107	48
	計	302	98	302	98	302	98
確保の方策－量の見込み		3	15	6	16	24	21

内容		平成 30 年度		平成 31 年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
量の見込み		270	75	254	71
確保の方策	認定こども園（市内）	195	50	195	50
	幼稚園等（市外）	107	48	107	48
	計	302	98	302	98
確保の方策－量の見込み		32	23	48	27

※認定こども園（2号認定：網掛け部分）については、前頁「③3～5歳児保育（2号認定子ども）」に移記したため、再掲となります。

見直し後の各認定区分における教育・保育施設のニーズ量と確保策は以下のとおりです。

当初計画：28頁

(単位：人)

年度	区分 内容	1号	2号		3号		備考	
			幼稚園 利用	左記 以外	0歳	1・2歳		
平成27年度	児童数	979		291	641	実績数による		
	量の見込み(①)	313	45	585	83		304	
	② 確保 の方 策	特定教育・保育施設	195	50	664		97	359
		特定地域型保育事業	/	/	/		0	0
		広域利用(市外幼稚園等)	170	(17)	/		/	/
②-①	52	5	79	14	55			
平成28年度	児童数	980		266	591	実績数による 2号認定(幼稚園利用の△は市外施設利用により確保されています。)		
	量の見込み(①)	295	53	596	77		315	
	② 確保 の方 策	特定教育・保育施設	195	50	655		98	337
		特定地域型保育事業	/	/	/		2	4
		広域利用(市外幼稚園等)	160	(17)	/		/	/
②-①	60	△3	59	23	26			
平成29年度	児童数	948		280	559	実績数による (量の見込み①は見込数) 2号認定(幼稚園利用の△は市外施設利用により確保されています。)		
	量の見込み(①)	272	65	567	85		293	
	② 確保 の方 策	特定教育・保育施設	195	58	597		89	344
		特定地域型保育事業	/	/	/		2	4
		広域利用(市外幼稚園等)	137	(15)	/		/	/
②-①	60	△7	30	6	55			
平成30年度	推計児童数	904		269	557			
	量の見込み(①)	251	64	551	83		310	
	② 確保 の方 策	特定教育・保育施設	200	78	578		92	346
		特定地域型保育事業	/	/	/		2	4
		広域利用(市外幼稚園等)	117	(13)	/		/	/
②-①	66	14	27	11	40			
平成31年度	推計児童数	852		258	541			
	量の見込み(①)	231	63	536	79		301	
	② 確保 の方 策	特定教育・保育施設	200	78	578		92	346
		特定地域型保育事業	/	/	/		2	4
		広域利用(市外幼稚園等)	100	(11)	/		/	/
②-①	69	15	42	15	49			

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に規定されている以下の13事業をいいます。今回の中間見直しでは、○の事業を見直します。

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	見直し
① 地域子育て支援事業	○
② 時間外保育（延長保育事業）	○
③ 一時預かり事業	○
④ 子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）	○
⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	○
⑥ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	○
⑦ 利用者支援事業	
⑧ 子育て短期支援事業	
⑨ 病児・病後児保育事業	
⑩ 妊婦健康診査	
⑪ 乳児家庭全戸訪問事業	
⑫-1 養育支援訪問事業	
⑫-2 要支援・要保護児童支援事業	
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

① 地域子育て支援拠点事業 対象：0～2歳

当初計画：30頁

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■見直し後

【量の見込み及び確保の方策】

○量の見込みは、当初計画値と実績数が大きく下回り、人口推移からも利用者が減少することが想定されるため見込数を下げて見直します。

○確保方策は、提供体制が7施設での事業展開となっており、今後も質・量ともに十分な受け皿となるよう事業の充実を図ります。

(単位：人)

内容	年度	実績及び実績見込数			見直し後の計画値	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人回/年)		25,802	24,556	23,377	22,255	21,187
確保の方策						
提供体制 (ヶ所)		7	7	7	7	7
利用者数 (人回/年)		25,802	24,556	23,377	22,255	21,187
確保の方策－量の見込み		0	0	0	0	0

※平成27年度・28年度は実績数、29年度は実績見込数

■参考：当初計画

【量の見込み及び確保の方策】

施設定員の設定はしていませんが、利用のニーズ量の確保を図るとともに、利用者のニーズをとらえて事業の拡充を図り、既存施設が質・量ともに十分な受け皿となるような方策を検討します。

今後も、利用者のニーズを的確にとらえ、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業の充実を図ります。

(単位：人)

内容	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		量の見込み (人回/年)	35,299	33,328	32,152	31,318
確保の方策						
提供体制 (ヶ所)		6	6	6	6	6
利用者数 (人回/年)		35,299	33,328	32,152	31,318	30,295
確保の方策－量の見込み		0	0	0	0	0

② 時間外保育（延長保育） 対象：0～5歳

当初計画：31頁

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所（園）、認定こども園において保育を実施する事業です。

■見直し後

【量の見込み及び確保の方策】

○市内幼稚園が新制度開始時、平成27年度に認定こども園に移行したことから、認定こども園の2号認定分も計画に含みます。

○量の見込みは、認定こども園分を含んでも、計画値との差が少ないため、当初計画値と同数とします。

○確保方策は、公立保育所の閉所に伴い、提供体制が減となりますが、保育所整備等により、引き続き、延長保育のニーズに対応できるよう体制づくりに努めます。

(単位：人)

内容	年度	実績及び実績見込数			見直し後の計画値	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人日/月)		179	203	205	199	190
確保の方策						
提供体制 (ヶ所)		11	11	11	10	10
利用者数 (人日/月)		179	203	205	199	190
確保の方策－量の見込み		0	0	0	0	0

※各年度4月の利用者数

※平成27年度・28年度は実績数、29年度は実績見込数

■参考：当初計画

【量の見込み及び確保の方策】

利用実績を踏まえ、計画期間においては従来と同程度の事業量を見込んでおり、引き続き事業を実施し、事業量に応じた体制づくりに努めます。

(単位：人)

内容	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		量の見込み (人日/月)	222	215	205	199
確保の方策						
提供体制 (ヶ所)		11	11	11	11	11
利用者数 (人日/月)		222	215	205	199	190
確保の方策－量の見込み		0	0	0	0	0

③ 一時預かり事業

当初計画：33～34 頁

③-1 幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした預かり保育 対象：3～5 歳

幼稚園や認定こども園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園等で定める通常の教育※保育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

※下線部分は当初計画と表現を変えています。

■見直し後

【量の見込み及び確保の方策】

○2幼稚園が新制度開始の平成27年度に認定こども園に移行したことにより、1号及び2号認定区分ができるようになりました。また、認定こども園の2号認定分については時間外保育（延長保育）事業になることから、前頁の②時間外保育（延長保育）に計上します。

○量の見込みは、当初の計画数と大きな差があるため、実績をもとに計画を見直します。

○確保方策は、引き続き、一時預かり事業のニーズに対応できるよう体制づくりに努めます。

（単位：人）

内容	年度	実績及び実績見込数			見直し後の計画値	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み						
1号認定 利用者数 (人日/年)		3,111	3,496	3,391	3,289	3,190
2号認定 利用者数 (人日/年)						
確保の方策						
提供体制 (ヶ所)		2	2	2	2	2
1号認定 利用者数 (人日/年)		3,111	3,496	3,391	3,289	3,190
2号認定 利用者数 (人日/年)						
確保の方策—量の見込み		0	0	0	0	0

※平成27年度・28年度は実績数、29年度は実績見込数

■参考：当初計画

【量の見込み及び確保の方策】

保護者の利用ニーズに対応できるよう、引き続き事業を実施し、事業量の確保に努めます。

（単位：人）

内容	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		量の見込み				
1号認定 利用者数 (人日/年)		885	876	823	799	753
2号認定 利用者数 (人日/年)		14,309	14,167	13,309	12,923	12,179
確保の方策						
提供体制 (ヶ所)		2	2	2	2	2
1号認定 利用者数 (人日/年)		885	876	823	799	753
2号認定 利用者数 (人日/年)		14,309	14,167	13,309	12,923	12,179
確保の方策—量の見込み		0	0	0	0	0

③-2 在園児以外を対象とする一時預かり保育事業 対象：0～5歳

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間保育所（園）において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■見直し後

【量の見込み及び確保の方策】

○量の見込みは、当初計画値と実績数とが大きな差となっていることから、年度ごとの実績推移からも利用者が減少することが想定されるため見込数を下げて見直します。

○確保方策は、市内幼稚園の認定こども園への移行により9ヶ所での事業実施となり、今後事業の確保を図ります。

(単位：人)

内容	年度	実績及び実績見込数			見直し後の計画値	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (人日/年)		692	437	415	394	374
確保の方策						
提供体制 (ヶ所)		9	9	9	9	9
利用者数 (人日/年)		692	437	415	394	374
確保の方策－量の見込み		0	0	0	0	0

※

※平成27年度・28年度は実績数、29年度は実績見込数

■参考：当初計画

【量の見込み及び確保の方策】

市内の保育園の8か所において実施する一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図ります。

(単位：人)

内容	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		量の見込み (人日/年)	1,319	1,257	1,206	1,173
確保の方策						
提供体制 (ヶ所)		8	8	8	8	8
利用者数 (人日/年)		1,319	1,257	1,206	1,173	1,129
確保の方策－量の見込み		0	0	0	0	0

④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 対象：乳幼児、就学児

当初計画：35頁

子育ての援助を受けたい方（依頼会員※）と子育ての援助を行いたい方（援助会員※）の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

※下線部分は当初計画と表現を変えています。

■見直し後

【量の見込み及び確保の方策】

- 平成 29 年度から委託により事業を開始しました。
- 当事業を利用するには、依頼会員の登録が必要であるため、事業の周知等により、依頼会員の増員に努めます。また、量の見込み（利用者数）は、当初計画値と同数とします。
- 援助会員の確保に努めるとともに、研修を実施する等、利用会員が安心安全に利用しやすい体制づくりを図ります。

（単位：人）

内容	年度	実績及び実績見込数			見直し後の計画値		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み（人日/年）		0	0	3	7	7	
確保の方策							
提供体制（ヶ所）		未実施			1	1	1
利用者数（人日/年）					3	7	7
確保の方策－量の見込み					0	0	0

※平成 27 年度・28 年度は実績数、29 年度は実績見込数

■参考：当初計画

【量の見込み及び確保の方策】

現在は実施していません。事業の実施については、計画期間中、利用者のニーズや事業の担い手となる人材の確保等を考慮し、検討します。

（単位：人）

内容	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		量の見込み（人日/年）	7	7	7	7
確保の方策		今後検討				

⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 対象：小学1年生～6年生

当初計画：35頁

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を活用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■見直し後

【量の見込みと確保の方策】

○量の見込みは、特に4年生～6年生の実績数が当初計画より大きく上回っているため、実績数をもとに見込数の見直しをします。

○確保方策は、平成28年度の旧霞ヶ浦地区の小学校統廃合に伴う公立児童クラブの統廃合、民間児童クラブの設立により定員の増が図られました。平成30年度からは、民間児童クラブの整備により、クラブ数の増を見込み、放課後の居場所の確保・体制づくりに努めます。

内容	年度	実績及び実績見込数			見直し後の計画値	
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み						
1年生～3年生 (人)		525	514	511	508	505
4年生～6年生 (人)		225	223	261	259	257
計		750	737	772	767	762
確保の方策						
提供体制 (クラブ数)		22	24	24	25	25
定員 (人)		800	865	865	980	980
確保の方策—量の見込み		50	128	93	213	218

※量の見込み：各年度4月1日の登録者数、平成27年度・28年度は実績数、29年度は実績見込数

※確保の方策：各年度4月1日の定員数

■参考：当初計画

【量の見込みと確保の方策】

対象児童が6年生までに拡大することもあり、より多くのニーズが見込まれます。児童が身近な地域で利用できるように、市内の施設や民間事業書において事業を実施するとともに、今後も小学校余裕教室などの活用や民間事業者との連携・協力により、必要な事業量の確保に努めます。

また、「放課後児童健全育成事業」においては、遊びの場の拡大と幅広い年齢での遊びの共有及び共働き家庭の子どもに対する放課後の居場所の確保に向けた対応をします。

内容	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み						
1 年生～3 年生 (人)		558	544	524	503	529
4 年生～6 年生 (人)		181	171	170	178	175
計		739	715	694	681	704
確保の方策						
提供体制 (クラブ数)		22	22	22	22	22
定員 (人)		800	800	800	800	800
確保の方策—量の見込み		61	85	106	119	96

⑥ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

当初計画：41 頁

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■見直し後

【量の見込み及び確保の方策】

○平成 28 年度から事業を実施し、対象世帯への助成を行いました。今後も保護者負担の軽減となるよう事業を進めます。

内容	年度	実績及び実績見込数			見直し後の計画値	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人/年)		0	3	4	4	4
確保の方策						
提供体制 (ヶ所)	未実施		11	11	10	10
助成者数 (人/年)			3	4	10	10
確保の方策—量の見込み			0	0	6	6

※平成 27 年度・28 年度は実績数、29 年度は実績見込数

■参考：当初計画

【現状と確保の方策】

今後、各施設の実費徴収の状況に応じ、保護者負担の軽減を図るよう事業の実施に努めていきます。

かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画
【中間見直し】
平成30年3月

発
編

行／かすみがうら市

集／かすみがうら市保健福祉部子ども家庭課

〒315-8512

茨城県かすみがうら市上土田 461

TEL 0299-59-2111 / 029-897-1111

URL <http://www.city.kasumigaura.ibaraki.jp>

